

先進的介護「北九州モデル」普及促進業務委託にかかる業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、今後の労働力人口の減少に伴う介護人材不足を見据え、介護施設における介護の質の維持・向上と職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を実現するために、先進的介護「北九州モデル」の導入支援をはじめ、当モデルの認知度向上・普及促進に関する取組を実施することとしており、業務の実施にあたっては、専門的な知識や経験が必要になるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 先進的介護「北九州モデル」普及促進業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 介護現場の業務改善手法である「北九州モデル」の導入支援

介護施設における介護の質の維持・向上、職員の負担軽減及び生産性向上を実現するため、市内介護施設に対し、先進的介護「北九州モデル」の伴走型支援を実施する。

①市内介護施設を対象に導入支援の案内・募集を行い、対象施設を5ヵ所程度選考する。

②支援対象施設に対し、専門の相談員による業務量調査、業務課題の抽出、効果的な機器等の選定、人員配置を含めた業務オペレーションの整理を組み合わせた業務改善手法 先進的介護「北九州モデル」の伴走型支援を実施する。

イ 過去の「北九州モデル」導入施設への効果測定

令和3年度から令和5年度に「北九州モデル」の導入支援をした施設10ヵ所程度に対して、業務量調査やアンケート調査等を実施し、導入支援後の介護の質の維持・向上、職員の負担軽減に関する効果測定を行う。

ウ 「北九州モデル」普及促進セミナー開催

「北九州モデル」の普及を効果的に促進するため、市内介護事業者等を対象

としたセミナーを企画し、年1～2回開催する（登壇者等との調整、対象施設への案内・募集、当日運営を含む。）。

エ 「北九州モデル」導入事例集の作成

令和6年度の「北九州モデル」導入支援事例（5ヵ所）について、資料デザインや施設へのインタビュー等を実施し、ホームページ等掲載資料の作成を行う。

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 介護現場の業務改善手法である「北九州モデル」に深い知見を有していること。

イ 理学療法士、作業療法士、社会福祉士のうち、いずれかの資格を有する専門の相談員が従事すること。専門の相談員に、介護・生活支援ロボット等に関する専門的な知識を有する者、介護施設・事業所において介護の実務経験を有する者がそれぞれ1名以上従事すること。

ウ 介護施設・事業所の業務改善に関するコンサルティングを行った実績があること。

エ 介護施設・事業所との連携が可能であること。

オ 介護ロボット等の導入目的について科学的な視点から助言できる学識経験者との連携が可能であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 保健福祉局先進的介護システム推進室

電話番号 093-582-2712 FAX 番号 093-582-2095

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年2月25日から令和7年3月11日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月26日から令和7年3月11日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する
場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局先進的介護システム推
進室次長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求める
ことができる。

